

別記様式第1号（第9条関係）		【ゲームセンター営業】		(法人用)	
その1		※受理年月日		※許可年月日	
		※受理番号		※許可番号	
記載例					
許可申請書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。					
令和〇〇年〇〇月〇〇日					
広島県公安委員会 殿					
申請者の氏名又は名称及び住所					
※行政書士等による代理申請の場合					
申請代理人 住所、氏名		広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号			
申請法人 住所、法人名		株式会社 甲 乙 産 業			
		代表取締役 広 島 太 郎			
(ふりがな) 氏名又は名称		かぶしきがいしゃ こうおつさんぎょう			
		株 式 会 社 甲 乙 産 業			
住 所		〒 (730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 (082) 〇〇〇局 〇〇〇〇 番			
(ふりがな) 営業所の名称		ひろしま			
		アミューズメント 広 島 パーク			
営業所の所在地		〒 (730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号□□ビル4階 (082) 〇〇〇局 〇〇〇〇 番			
風俗営業の種別		法第2条第1項第 5 号の営業（ゲーム機設置営業）			
(ふりがな) 管理者の氏名		ふく やま じ ろう 福 山 次 郎		選 任 状 況	① 専任 2. 兼任
管理者の住所		〒 (730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 (082) 〇〇〇局 〇〇〇〇 番			
(ふりがな) 法人にあつては、その役員の氏名		法人にあつては、その役員の住所			
代表者		ひろしま 太 郎 〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号			
へい やま じ ろう 丙 山 次 郎		〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号			
てい かわ は な こ 丁 川 花 子		〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号			
滅失により廃止した風俗営業		廃止の事由		廃止年月日	許可番号
		滅失特例許可申請は、手数料額・添付書類が異なるので、係に確認			
現に風俗営業許可等		許可年月日	年 月 日	許可番号	
を受けて営む風俗営業		営業所の名称及び所在地			

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)										
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造		鉄筋鉄骨コンクリート造5階建							
	建物内の営業所の位置		4階の一部							
	客室の数		1室		営業所の床面積		40.0 m ²			
	客室の総床面積	24.0 m ²	各客室の床面積	24.0 m ²		m ²				
							m ²			
	照明設備		客室の天井に100Wの蛍光灯6基取付け。 営業所の他の部分には、天井に60WのLED灯1基取付け。 (位置等は、別添見取図に記載)							
	音響設備		有線放送、場内アナウンス用の最大出力〇〇Wのアンプ及び1基のスピーカーを客室の天井に取り付け (位置等は、別添見取図に記載)							
	防音設備		厚さ〇〇mmのコンクリート壁に〇〇mmの断熱・防音材を内装							
	の営業に係る遊技設備	法第2条第1項第5号	区分	テーブル型	その他の型		計			
			スロットマシン等	台	2台		2台			
		テレビゲーム機	12台	台		12台				
		フリッパーゲーム機	台	台		台				
		ルーレット台等	台	台		台				
		その他の遊技設備	台	3台		3台				
		計	12台	5台		17台				
その他		プリクラ2台、両替機1台設置 営業所の出入口は、1ヵ所のみ								
※ 風俗営業の種類										
※ 兼業										
※ 同時申請の有無		① 有		② 無		※ 受理警察署長				
※ 条件	年 月 日									
	年 月 日									
	年 月 日									

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第4条第3項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。
- 「現在営業に係る許可等を受けて営んでいる風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現在風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- その2 (A) は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合、その2 (B) は同項第4号の営業について許可を申請する場合、その2 (C) は同項第5号の営業について許可を申請する場合、その3は同項第4号の営業のうち法第4条第4項に規定する営業 (例、ぱちんこ屋) について、許可を申請する場合に使用すること。
- 「建物の構造」欄には、木造家屋にあっては平家建て又は2階建て等の別を、木造以外の家屋にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数 (地階を含む) の別を記載すること。
- 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 法第2条第1項第3号の営業にあっては、その2 (A) の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
- その2 (B) の「その他の遊技設備」欄には、まあじゃん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
- その2 (C) の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- その3の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号（第9条関係）

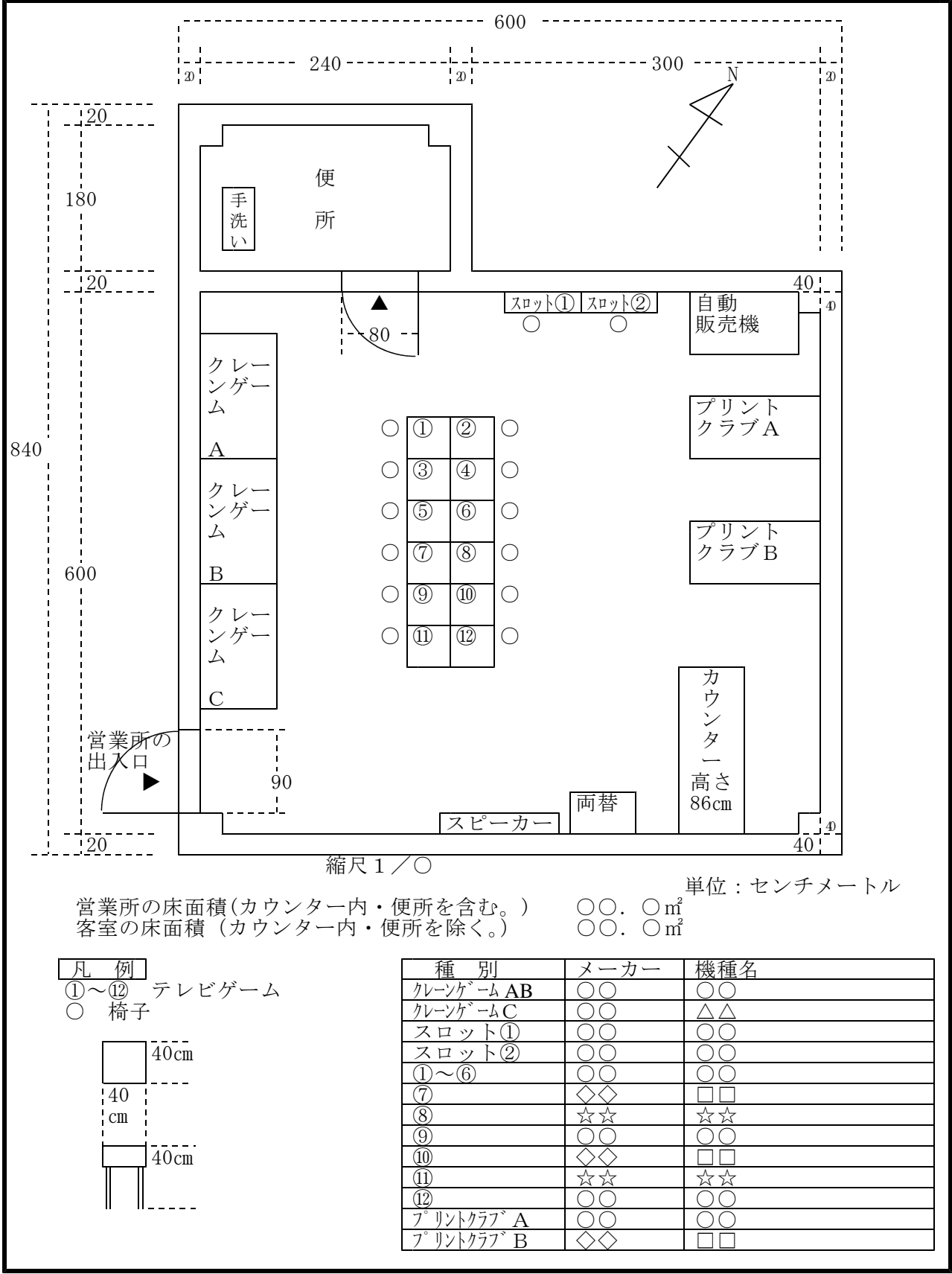
その1	
営 業 の 方 法	
営業所の名称	アミューズメント 広島パーク
営業所の所在地	広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇ビル4階
風俗営業の種別	法第2条第1項第5号の営業
営 業 時 間	午前 9 時 0 0 分から 午後 1 1 時 3 0 分まで ただし、午前 1 時まで営業可能の日にあつては 午前 9 時 0 0 分から 午後 1 時 0 0 分まで
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	営業所出入口ドアに 〔午後6時～午後10時 保護者を同伴しない16歳未満立入禁止〕 〔午後10時～閉店まで 18歳未満立入禁止〕 の表示板を掲示
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合： 自動販売機により，コーヒー，清涼飲料水等を販売
酒 類 の 提 供	①する ②しない
	①の場合：
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

その2（C）（法第2条第1項第5号の営業）	
料 金	現金投入型1回100円，メダル100枚1000円
料 金 の 表 示 方 法	各ゲーム機の現金投入口に表示 メダル販売機に表示
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：18歳の未成年者が、午後9時以降に入場し、ゲーム機やメダル販売機を使用することを禁止する。ただし、学生証等による確認を要する。
	入店時に出入口等において学生証等の提示をさせて確認

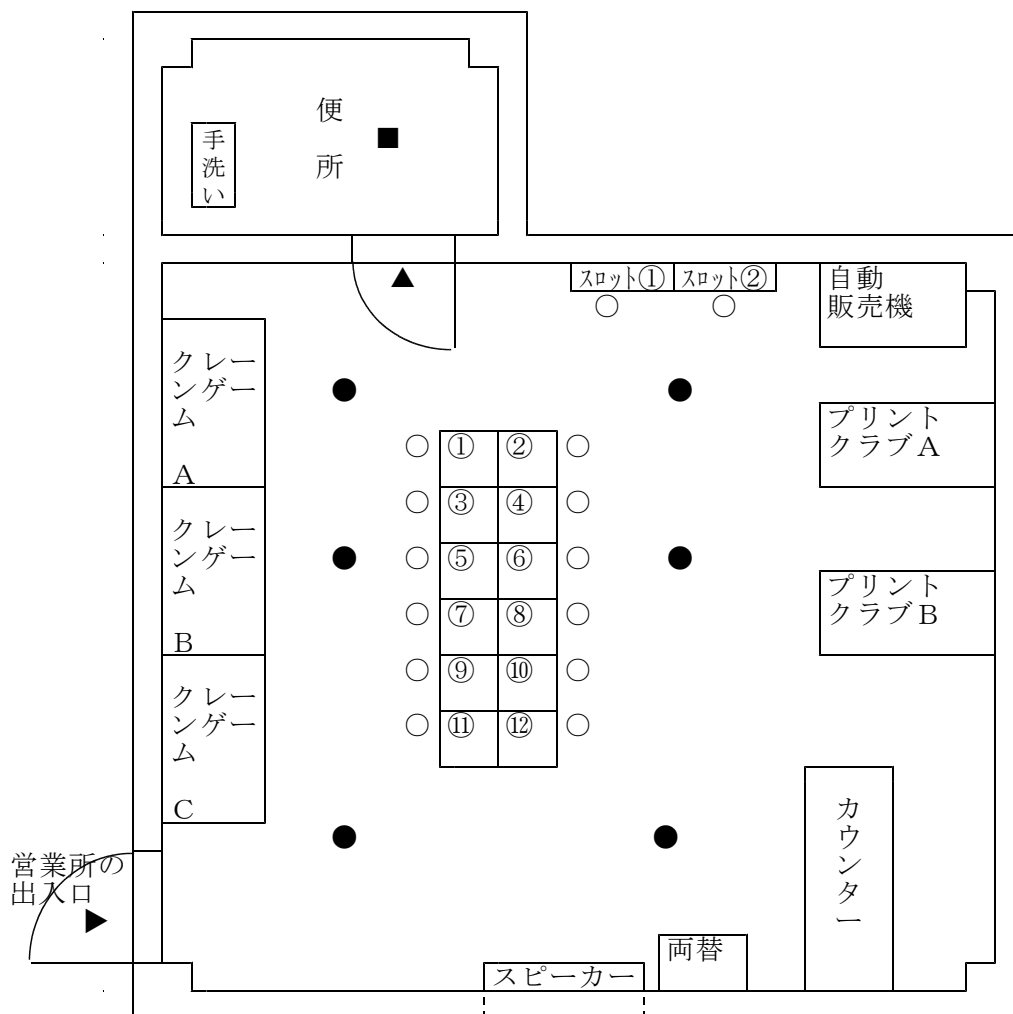
備考

- 1 その１の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 その１の「提供する酒類の種類、提供の方法及び２０歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び２０歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 その２（Ａ）は法第２条第１項第１号から第３号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その２（Ｂ）は同項第４号の営業について許可を申請する場合に、その２（Ｃ）は同項第５号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- 4 その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄には、第３４条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- 5 その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金の表示方法」欄には、その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第３３条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 その２（Ａ）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- 7 その２（Ａ）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 8 その２（Ｂ）の「遊技料金の表示方法」欄には、その２（Ｂ）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第８条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第３３条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

営業所の平面図記載例



「照明設備・音響設備」欄の別紙記載例



(音響設備)

天井

スピーカー

両替

スピーカー

50cm

40cm

180cm

床

(照明設備)

● 蛍光灯 (100ワット)

■ LED (60ワット)

天井

白色フード

リング型

70cm

200cm

床